

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和2年11月5日（令和2年（行情）諮問第583号）

答申日：令和3年11月18日（令和3年度（行情）答申第370号）

事件名：行政文書ファイル「平成23年度 宿舍設置計画等決裁文書」につづ
られている文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる27文書（以下、順に「文書1」ないし「文書27」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年10月19日付け防官文第16505号及び令和2年3月27日付け同第4933号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）の取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、下記の各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、「当該行政機関が保有しているもの」（別件の事件における準備書面（1）（平成24年11月22日）8頁。）である。

本件開示決定（原処分1）で電磁的記録を特定していないので、その有無についても開示決定等を求めるものである。

(2) 審査請求書2（原処分2について）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。こ

れでは総務省情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

エ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成30年10月19日付け防官文第16505号により、文書1のかがみについて、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和2年3月27日付け防官文第4933号により、文書1のかがみを除く部分及び文書2ないし文書27について、法5条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分（原処分1及び原処分2）に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件審査請求のうち原処分1に係る審査請求については、審査請求が提起されてから審査会への諮問を行うまでに約1年11か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、2号イ、3号、4号及び6

号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 本件対象文書について

本件対象文書は、人事教育局厚生課宿舍企画室（以下「宿舍企画室」という。）が保有する行政文書ファイルにつづられている行政文書であり、紙媒体で管理されているものである。

4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、「当該行政機関が保有しているもの」（「準備書面（1）」（平成24年11月22日）8頁。）である。」「本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。」などとして、本件対象文書の電磁的記録の特定・明示を求めるが、上記3のとおり、本件対象文書は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。
- (2) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分取消しを求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (3) 審査請求人は、「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」として、不開示決定処分の対象部分の特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は、不開示箇所を適正に特定の上、開示決定通知書に具体的に記載している。
- (4) 審査請求人は、「開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。」として、文書の特定に漏れがないか確認するよう求めるが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していないことから原処分を行ったものであり、本件審査請求を受けて改めて確認したが、その存在は確認できなかった。
- (5) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年11月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 令和3年10月15日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年11月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を開示する各決定（原処分1及び原処分2）を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分（原処分1及び原処分2）を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件請求文書は、行政文書ファイル管理簿に登録されている文書ファイル名「平成23年度 宿舍設置計画等決裁文書」につづられている文書（行政文書ファイル管理簿上の文書分類は、作成・取得年度：2011年度，大分類：宿舍，中分類：宿舍管理，名称（小分類）：平成23年度 宿舍設置計画等決裁文書）である。原処分1及び原処分2を行った経緯は、理由説明書（上記第3を指す。以下同じ。）の1に記載したとおりであり、また、上記行政文書ファイルは、理由説明書の3及び4（1）において説明するとおり、紙媒体でのみ管理しているものであり、電磁的記録では管理しておらず、保有していない。

イ 当該行政文書ファイルを確認したところ、文書1ないし文書27（本件対象文書）が管理されていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、本件開示請求を受けた際と同様に、宿舍企画室の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の再度の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 検討

ア 上記（1）アの諮問庁の説明に関し、当審査会事務局職員をしてe

－ G o v（電子政府の総合窓口）の「行政文書ファイル管理簿の検索」において確認させたところ、本件対象文書の「媒体の種別」欄に「紙」と記載されており、諮問庁の上記（１）アの説明に符合することが認められ、上記（１）ア及びイの諮問庁の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

諮問庁の上記第３の４（４）及び上記（１）ウの探索の範囲等について、特段の問題があるものとは認められない。

イ そうすると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

ウ したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第３の２のとおり（別表のとおり）説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

（１）別表の番号１に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊及び関係省庁の起案者、決裁者及び担当者の氏名及び印影等が記載されていると認められる。

ア 当該不開示部分の不開示理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該不開示部分を開示すると、特定の部署の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には宿舎に関する業務や各職員の異動先の業務に関して執ように不当な開示請求が行われ、宿舎に関する業務に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該不開示部分を開示すると、特定の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする旨の上記諮問庁の説明は、否定することまではできず、これを覆すに足りる事情も認められない。そうすると、当該不開示部分は、法５条６号柱書きに該当し、同条１号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（２）別表の番号２に掲げる不開示部分には、防衛省及び関係省庁の職員の内線番号、直通電話番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されて

いると認められる。

これを検討するに、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分は、一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足る事情も認められないことから、当該部分は、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

- (3) 別表の番号3に掲げる不開示部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分には、公務員宿舎の名称及び所在に関する情報等が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、これらを公にすることにより、テロ等による当該宿舎住民の身体及び財産等への不当な侵害や特定の構造物への不法な侵入・破壊行為といった犯罪を誘発させるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別紙の3に掲げる部分については、当該部分を公にしたとしても、法5条4号に定める犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないので、同号に該当せず、開示すべきである。

- (4) 別表の番号4に掲げる不開示部分には、特定法人の印影が記載されていると認められる。

当該法人の印影は、特定法人名を表象したものであると認められるところ、当該法人の印影は、これが押された書類等の記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであるとともに、これにふさわしい形状のものであって、当該法人において、これを公にしていることをうかがわせる事情もない。

そうすると、当該不開示部分は、これが公にされた場合には印影が偽造され悪用されることも考えられるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると認められることから、当該不開示部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

- (5) 別表の番号5に掲げる不開示部分には、自衛隊の組織編成、通信システム、教育訓練、装備品、防衛力の整備、施設の構造及び規模等に関する情報が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の態勢、指揮統制要領、能力・練度、装備品の質的能力、防衛体制等が推察

され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条4号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別紙

1 (本件請求文書)

| | |
|----------|--------------------|
| 管理簿 | 新管理簿 |
| 作成・取得年度等 | 2011年度 |
| 府省名 | 防衛省本省 |
| 大分類 | 宿舍 |
| 中分類 | 宿舍管理 |
| 名称(小分類) | 平成23年度 宿舍設置計画等決裁文書 |

2 (本件対象文書)

- 文書1 国家公務員宿舍関連通達の一部改正について(通知)(人厚第4239号。23.4.4)
- 文書2 人事院規則等の改正に伴う宿舍関係通達の一部改正について(人厚第4240号。23.4.4)
- 文書3 昭和46年3月20日付蔵理第992号「国家公務員宿舍法施行令第16条かっこ書きに規定する財務大臣が定める場合の取扱いについて」通達の一部改正について(通知)(事務連絡。23.4.20)
- 文書4 防衛省木材利用促進会議設置要綱について(通知)(経施第5131号。23.4.22)
- 文書5 「合同庁舎の被貸与者にかかる転任等の通報事務の取扱いについて」通達の一部改正について(通知)(人厚第6331号。23.5.20)
- 文書6 平成23年度宿舍設置計画について(通知)(防人厚第7065号。23.6.7)
- 文書7 国有財産監査指針の取扱いについて(通知)(経施第7082号。23.6.8)
- 文書8 平成20年度宿舍設置計画の変更について(財理第2852号。23.6.17)
- 文書9 「国家公務員宿舍法第4条第2項第3号の規定に基づく指定について」通達の一部改正について(通知)(人厚第7635号。23.6.21)
- 文書10 平成20年度宿舍設置計画の変更等に伴う廃止協議が整った宿舍の変更について(関財宿括第178号。23.6.30)
- 文書11 省庁別宿舍の現状は握について(提出)(人厚第8844号。23.7.21)
- 文書12 平成24年度宿舍設置計画掲上要求予定調書について(通知)(人厚第9904号。23.8.17)

- 文書13 水道統計調査について（回答）（23.8.26付事務連絡）
- 文書14 国家公務員宿舎の建設に係る事業凍結について（協力依頼）
（23.10.24付事務連絡）
- 文書15 庁舎等及び省庁別宿舎整備予定一覧表について（23.10.31付事務連絡）
- 文書16 国家公務員宿舎の建設工事について（通知）（人厚第13269号。23.11.4）
- 文書17 国家公務員宿舎の建設工事について（回答）（人厚第13783号。23.11.16）
- 文書18 国家公務員宿舎の建設等について（依頼）（23.12.6付事務連絡）
- 文書19 国家公務員宿舎の建設工事について（通知）（人厚第14887号。23.12.14）
- 文書20 コスト比較の実施日程等について（23.12.22付事務連絡）
- 文書21 特別借受宿舎の買取りについて（協議）（防人厚第476～485号。24.1.18）
- 文書22 「宿舎の廃止の協議の取扱いについて」通達の一部改正について（通知）（人厚第617号。24.1.23）
- 文書23 平成24年度庁舎等及び省庁別宿舎の取得等調整計画について（通知）（人厚第911号。24.1.30）
- 文書24 平成13年3月13日付財理第1032号「宿舎の貸与に関する取扱いについて」通達の一部改正について（通知）（人厚第1688号。24.2.14）
- 文書25 平成24年度宿舎設置計画掲上要求書について（防人厚第2822号。24.3.8）
- 文書26 国家公務員宿舎の建設工事について（通知）（人厚第4201号。24.3.30）
- 文書27 開示請求された文書の開示・不開示について（24.1.25）

3（開示すべき部分）

文書15の60枚目表中「区分」・「購入」欄の「宿舎名」欄19行目の不開示部分全て

別表（不開示とした部分及び理由）

| 番号 | 文書番号 | 不開示とした部分 | 不開示とした理由 | |
|------------------------|--------|-------------------|---|---|
| 1 | 文書 1 | 2 枚目の一部（内線番号を除く。） | 個人に関する情報であり，これを公にした場合，特定の個人を識別でき，又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるとともに，国の機関が行う事務に関する情報であって，公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。 | |
| | 文書 2 | 2 枚目の一部（内線番号を除く。） | | |
| | 文書 5 | 2 枚目の一部（内線番号を除く。） | | |
| | 文書 6 | 3 枚目の一部（内線番号を除く。） | | |
| | 文書 9 | 2 枚目の一部（内線番号を除く。） | | |
| | 文書 1 1 | 2 枚目の一部（内線番号を除く。） | | |
| | 文書 1 2 | | | 2 枚目の一部（内線番号を除く。） |
| | | | | 1 4 7 枚目及び 1 4 8 枚目のそれぞれ一部（内線番号及びメールアドレスを除く。） |
| | 文書 1 3 | | | 2 枚目の一部（内線番号を除く。） |
| | | | | 6 枚目及び 1 2 枚目のそれぞれ一部（F A X 番号の一部，メールアドレス及び内線番号を除く。） |
| | | | | 8 枚目の一部（メールアドレス，内線番号及び F A X 番号を除く。） |
| | | | | 9 枚目の一部（メールアドレスを除く。） |
| | 文書 1 5 | | | 1 枚目の一部（内線番号を除く。） |
| 5 2 枚目の一部（メールアドレスを除く。） | | | | |
| 文書 1 6 | | 2 枚目の一部（内線番号を除く。） | | |
| 文書 1 7 | | 2 枚目の一部（内線番号を除く。） | | |

| | | | |
|---|--------|--|--|
| | | く。) | |
| | 文書 1 9 | 3 枚目の一部 (内線番号を除く。) | |
| | 文書 2 1 | 1 枚目及び 4 3 枚目のそれぞれ一部 (内線番号を除く。) | |
| | 文書 2 2 | 2 枚目の一部 (内線番号を除く。) | |
| | 文書 2 3 | 1 枚目の一部 (内線番号を除く。) | |
| | 文書 2 4 | 2 枚目の一部 (内線番号を除く。) | |
| | 文書 2 5 | 1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部 (内線番号を除く。) | |
| | | 7 7 枚目の一部 (内線番号及びメールアドレスを除く。) | |
| | 文書 2 6 | 2 枚目の一部 (内線番号を除く。) | |
| | 文書 2 7 | 1 枚目の一部 (内線番号を除く。) | |
| 2 | 文書 1 | 2 枚目の内線番号 | <p>国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。</p> |
| | 文書 2 | 2 枚目の内線番号 | |
| | 文書 5 | 2 枚目の内線番号 | |
| | 文書 6 | 3 枚目の内線番号 | |
| | 文書 9 | 2 枚目の内線番号 | |
| | 文書 1 1 | 2 枚目の内線番号 | |
| | 文書 1 2 | 2 枚目の内線番号 | |
| | | 1 4 7 枚目及び 1 4 8 枚目のそれぞれ内線番号及びメールアドレス | |
| | 文書 1 3 | 2 枚目の内線番号 | |
| | | 6 枚目及び 1 2 枚目のそれぞれ F A X 番号の一部、メールアドレス及び内線番号 | |
| | | 8 枚目のメールアドレス、内線番号及び F A X 番号 | |
| | | 9 枚目のメールアドレス | |
| | 文書 1 5 | 1 枚目の内線番号 | |

| | | | |
|---|--------|--|--|
| | | 5 2 枚目のメールアドレス | |
| | 文書 1 6 | 2 枚目の内線番号 | |
| | 文書 1 7 | 2 枚目の内線番号 | |
| | 文書 1 9 | 3 枚目の内線番号 | |
| | 文書 2 1 | 1 枚目及び 4 3 枚目のそれぞれ内線番号 | |
| | 文書 2 2 | 2 枚目の内線番号 | |
| | 文書 2 3 | 1 枚目の内線番号 | |
| | 文書 2 4 | 2 枚目の内線番号 | |
| | 文書 2 5 | 1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ内線番号 | |
| | | 7 7 枚目の内線番号及びメールアドレス | |
| | 文書 2 6 | 2 枚目の内線番号 | |
| | 文書 2 7 | 1 枚目の内線番号 | |
| 3 | 文書 6 | 7 8 枚目ないし 9 9 枚目のそれぞれ一部 | <p>公務員宿舎の所在等に関する情報であり、これを公にすることにより、当該宿舎に居住する自衛隊員の身体や財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがあることから、法 5 条 4 号に該当するため不開示とした。</p> |
| | 文書 1 2 | 6 枚目ないし 9 枚目、1 1 枚目ないし 1 9 枚目、7 9 枚目及び 8 1 枚目ないし 8 6 枚目のそれぞれ一部 | |
| | 文書 1 4 | 1 枚目の一部 | |
| | 文書 1 5 | 4 枚目ないし 1 8 枚目、2 0 枚目ないし 2 4 枚目、2 6 枚目、2 8 枚目ないし 3 6 枚目、3 8 枚目ないし 4 4 枚目、4 6 枚目ないし 4 9 枚目、6 0 枚目及び 6 1 枚目のそれぞれ一部 | |
| | 文書 1 6 | 1 枚目、4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部 | |
| | 文書 1 7 | 5 枚目ないし 9 枚目のそれぞれ一部 | |
| | 文書 1 8 | 2 枚目の一部 | |
| | 文書 1 9 | 2 枚目、6 枚目及び 8 枚目ないし 1 0 枚目のそれぞれ一部 | |

| | | | |
|---|--------|--|--|
| | 文書 2 1 | 4 枚目ないし 7 枚目, 9 枚目 ないし 1 4 枚目, 6 9 枚目な いし 7 2 枚目及び 7 4 枚目な いし 7 9 枚目のそれぞれ一部 | |
| | 文書 2 3 | 1 8 枚目の一部 | |
| | 文書 2 5 | 8 枚目ないし 1 5 枚目, 5 6 枚目ないし 7 6 枚目及び 1 0 0 枚目ないし 1 0 5 枚目のそ れぞれ一部 | |
| | 文書 2 6 | 1 枚目, 3 枚目, 4 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部 | |
| 4 | 文書 2 1 | 6 7 枚目及び 8 0 枚目ないし 8 9 枚目のそれぞれ文書の発 簡者の印影 | 法人等に関する情報 であり, 公にすること により, 法人その他の 団体の権利及び正当な 利益を害するおそれ があることから, 法 5 条 2 号イに該当するた め不開示とした。 |
| 5 | 文書 2 3 | 6 枚目ないし 1 0 枚目のそ れぞれ一部 | 自衛隊の組織編成, 通信システム, 教育訓 練, 装備品, 防衛力の 整備, 施設の構造, 規 模等に関する情報で あり, これを公にす ることにより, 自衛隊 の態勢, 指揮統制要 領, 能力・練度, 装 備品の質的能力, 防 衛体制等が推察され, 自衛隊の任務の効果 的な遂行に支障を生 じさせ, ひいては国 の安全を害するおそ れがあることから, 法 5 条 3 号に該当 するため不開示とし た。 |